

平成 23 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名	株式会社ケーヒン
代 表 者	取締役社長 田内 常夫
コード番号	7251 東証第一部
問合せ先	総務部長 新道 清一
TEL	03-3345-3411

中小企業庁からの下請代金支払遅延等防止法の措置請求について

本日、中小企業庁は当社について下請代金支払遅延等防止法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたとして、公正取引委員会に対して、同法第 6 条に基づく措置請求を行いました。

中小企業庁が指摘する抵触事実の概要は、下請代金の支払いに関して、単価合意日前に発注した部品について単価改訂後の減額された単価を適用していた行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に抵触するものであると判断されたものです。

今回の措置請求に至ったことについては、真摯に受け止め、当該取引を調査・算定のうえ、速やかに支払い対応を行います。今後、かかる事象が再度発生しないよう、すでに対策は講じております。お取引様をはじめ、関係各位にはご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以 上